

令和 6 年度 基幹委 第 3 号

具同送水管更新工事実施設計業務（その 3）（繰越）

【特記仕様書】

四万十市 上下水道課

1. 業務名称

令和6年度 基幹委 第3号 具同送水管更新工事実施設計業務（その3）（繰越）

2. 業務場所

四万十市 具同 地内

3. 特記仕様書の適用範囲

本業務の施工に当たっては、本仕様書に基づき実施するものとする。但し、本特記仕様書に記載されていない事項については「水道施設設計業務委託標準仕様書 2010」及び「高知県土木設計業務等共通仕様書」に基づき実施するものとする。

4. 業務概要

本業務は、送水管の更新工事を行うための実施設計業務を委託するものである。

（1）測量業務

- ・ 4級基準点測量 $N = 14$ 点
- ・ 現地測量 $A = 0.0139$ km²
- ・ 横断測量 $L = 0.70$ km

（2）設計業務

- ・ 送水管新設詳細設計 $\phi 300$ mm $L = 695$ m

5. 業務内容

（1）設計協議

①第1回打合せ

設計工程、方針及び貸与資料の確認を行なう。

②中間打合せ

設計業務の主な区切りにおいて必要に応じて諸条件を確認する。

③最終打合せ

委託業務完了前における総括説明及び、成果品納入とする。

（2）測量業務

①4級基準点測量

任意に設置した多角点を用いて位置座標を求める。

②現地測量

基準点を基準にトータルステーションを用いて地形・地物等を測定し、平面図を作成する。

③横断測量

路線の道路幅員・道路構造及び道路両側の家屋等構築物の状況が確認できるよう横断図を作成する。

(3) 設計業務

①現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査及び在来管の調査を行う。

②設計計画

設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画（工程表(案)含む）を行う。

③各種計算

構造計算、仮設計算を行う。

④設計図作成

位置図、平面図、断面図、詳細図、構造図及び工事占用に必要な図面を作成する。

⑤数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

⑥審査

基本条件確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。

(4) 報告書作成

①報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書及び付属資料を作成する。

6. 管理技術者

管理技術者は、技術士法に基づく技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者、あるいは RCCM（上水道及び工業用水道）資格保有者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

7. 照査技術者

照査技術者は、技術士法に基づく技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者、あるいは RCCM（上水道及び工業用水道）資格保有者とし、成果品の内容について技術上の照査を行わなければならない。

8. 貸与品

平成 22 年度 耐震委第 1 号 四万十市上水道耐震化計画策定委託業務報告書
令和元年度 上水委第 3 号 四万十市上水道施設耐震化計画改定業務報告書

9. 提出書類

- ①報告書(A4 製本 1 部、電子データ(四万十市電子納品運用に関するガイドラインに基づくもの))
- ②その他監督職員が指示するもの

1 0. その他

- (1) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と協議により決定する。
- (2) 発注者と関係機関との事前協議、地元説明会等に必要な技術資料等の作成を行い、必要に応じて発注者とともに関係機関との協議に出席、運営の補助を行うこと。なお、想定している説明会は、地元、沿線の事業者、自動車学校を想定している。
- (3) 配置予定の管理技術者および担当技術者が履行期間中に高知県内に常駐（業務の円滑な推進を図るため）していることを証する書類を提出すること。

1 1. 準拠する技術基準等

本業務を行うにあたり、以下の技術基準に準拠すること。

- ①水道施設設計指針 2012（日本水道協会）
- ②水道施設維持管理指針 2016（日本水道協会）
- ③水道施設耐震工法指針・解説 2009（日本水道協会）
- ④水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ⑤その他

1 2. 業務履行中の情報共有システムの活用について（受注者希望型）

※「設計および測量・調査業務積算資料（高知県土木部）」で積算する委託業務が原則対象。

- (1) 調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るため、情報共有システムの活用を希望する場合は、「情報共有システム運用ガイドライン（案）高知県」に基づき、契約後に受発注者間の協議により活用を決定すること。
- (2) システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - 1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - 2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - 3) 2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨
- (3) 受注者は、調査職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。